

民俗芸能継承助成金

事業概要

1 背景

- ・民俗芸能は「三密回避」が難しく、2月頃から活動機会が激減
火防祭や例大祭が中止になり、収入がなく活動資金が不足
- ・市補助金（補助率1/3）や県文化振興事業団助成金（補助率1/2）
の採択を受けた団体からも中止の相談が相次ぐ
- ・無形民俗文化財は形がないため、活動が途絶えると復活が困難

2 内容

- ・活動継続を後押しするため、一律100,000円の助成金

3 対象

市内民俗芸能団体100団体

4 事業費

@100,000×100団体 = 10,000千円

5 対象団体の精査

- ・「活動中」であることの確認 → 過去5年間の活動実績を確認
- ・「団体」であることの確認 → 総会資料や規約の確認
- ・「公平性」 → 文化財指定の有無、協会加盟の如何を問わない

6 市民等への周知方法

市広報、市ホームページを通じて周知

7 期待される使途

<新型コロナウイルス感染症対策>

- ・子どもの多い芸能団体の除菌用品やマスクの購入
- ・地域行事が再開する際の除菌用品の購入
- ・共有することも多い楽器や道具の除菌用品の購入

<活動継続のための経費>

- ・無観客公演を配信する経費（会場借り上げ料）
- ・練習場への換気扇や扇風機設置、非接触型体温計設置

助成金の諸問題と対策

①補助金にして確実なコロナ対策を促すべきではないか？

補助金とした場合、審査に相当の事務量が見込まれ、交付時期が遅れる。

- ➡交付事務を簡素化し、速やかに支援を実行します。
- ➡交付申請書に「助成金の使途」欄を設け、目的を確認します。

②公演機会の創出に対して補助するべきではないか？

「文化財」としての民俗芸能は、地域行事や年中行事の一部に位置づけられるものが多く、新たなステージ公演の創出を促すだけでなく、地域での再開や伝承の場の確保を支援し、「地域（伝承母体）における芸能の価値」の維持を促します。

事業スケジュール（案）

令和2年7月21日	…臨時議会
7月末	…交付要綱の決裁
8月	…市広報・市ホームページで周知
9月	…申請受付開始・順次交付開始
令和3年2月末	…申請受付終了
3月中旬	…交付終了

交付後の展望

副次的に、交付申請を通じて民俗芸能団体の活動状況把握が可能

- ➡全体像の把握
- ➡今後の支援の方向性
- ➡民俗芸能継承活動の活性化